

有料職業紹介事業における手数料及び返戻金制度

当社が行う有料職業紹介事業については、次のとおり手数料を申し受けます。

1 求人受理時の事務費用

無 料

2 紹介手数料

職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間に支払われる基準内賃金の30%（消費税別途）に相当する額。

＊基準内賃金：賃金支払い期間の所定労働時間を勤務した場合に支払われる固定的な賃金
但し、賞与及び通勤手当、家族手当、時間外労働手当等の手当は含まないものとします。

3 代金の決済

当社が発行する請求書に基づき、翌月末日までに当社指定の銀行口座に振込み、その支払いを行なって下さい。

4 返戻金制度

当社の紹介により就職した者が、本人の都合による退職または本人の責めに帰す事由で退職した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を返金いたします。

① 1週間以内 紹介手数料の100%

② 1ヶ月未満 紹介手数料の 75%

③ 1ヶ月以上3ヶ月未満 紹介手数料の 50%

④ 3ヶ月以上6ヶ月未満 紹介手数料の 25%

※但し、派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料については適用しません。

改定 令和7年12月1日

許可番号 20-ユ-110003

所在地 長野県佐久市中込 2976 番地 4

事業所名 有限会社 いきいきワーク佐久

代表取締役 中 川 正 人